

認可保育所等整備に係る国有地活用に関する意見書（案）

政府は、特別養護老人ホーム等の介護施設の整備のために貸し出す国有地の賃料を、契約の締結から10年間は半額にする方針を決定し、平成28年1月から実施予定であるが、この制度は介護施設に限定され、認可保育所等は対象外となっている。

一方、都は、平成29年度末までの待機児童の解消を目指しており、そのためには大幅な保育施設の整備が必要であるが、土地の確保ができず計画どおりに整備が進んでいない自治体もある。

また、平成26年度における、都内の認可保育所は165か所増加したが、そのうち、土地不足のため、基準を満たす広さの園庭のない認可保育所は、95か所程度あり、子供たちの豊かな成長・発達を保障するため、十分な土地の確保が喫緊の課題である。

さらに、待機児童問題が解消されなければ、親の就労継続にも影響が出るため、対策が求められる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、国有地の賃料を半額にする制度の対象を認可保育所等にも拡大するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
財 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
少子化対策担当大臣		